

住民税非課税世帯等に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

問 住民税非課税世帯等給付金コールセンター ☎95-5131

電力・ガス・食料品などの価格高騰による家計への負担が増加する中、低所得世帯に対し、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和5年度の住民税非課税世帯などに対して給付金を支給します。

	対象	申請方法
①令和5年度分の住民税非課税世帯	基準日（2023年6月1日）において同一の世帯に属する人全員が、令和5年度分の住民税均等割が課されていない世帯又は市町村の条例で定めるところにより当該住民税均等割を免除されている世帯	7月18日(火)以降、対象世帯の世帯主に支給確認書を郵送します。支給確認書に必要事項を記入し、11月30日(休)までに返送してください。
②2023年1月以降の家計急変世帯	①に該当しない世帯のうち、物価高騰の影響により2023年1月～11月に予期せず家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の住民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯）	7月18日(火)～11月30日(休)に直接福祉課

支給額 1世帯あたり3万円

注意 ・市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族などのみで構成される世帯は対象ではありません。
・①と②の併給はできません。

特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど） 専用のナンバープレートを交付します

問 税務課管理係 ☎95-9876

7月から、一定の要件を満たす電動キックボードなどについて、これまで原動機付自転車（原付一種）と同じナンバープレートを交付していましたが、安全性の観点から新たに専用の小型ナンバープレートを交付します。既にナンバープレートが交付されている場合も、申請により交換が可能です。交換を希望する場合は、標識番号が変わるため、別途自賠責保険の変更手続きが必要です。

対 原動機付自転車のうち、電気を原動力とし、以下の全てを満たす車両

- ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること
- ・原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること

税額（年額） 2,000円（原付一種と同じ）

申 標識交付申請書、本人確認書類、特定小型原動機付自転車の要件（長さ、幅、定格出力、最高速度）を満たすことが分かる書類、販売証明書又は譲渡証明書（新規登録のみ）、既に交付されている標識交付証明書及びナンバープレート（交換の場合のみ）



後期高齢者医療コールセンターを開設します

問 後期高齢者医療コールセンター ☎0570-011-558

保険料や保険証については、コールセンターへお問い合わせください。

▼開設期間

2024年3月31日(日)までの平日8時45分～17時15分
※7月15日(土)～8月27日(日)は土・日曜日、祝日も開設します。

▼主な対応内容

- ・保険料額決定通知書や計算方法について
- ・被保険者証、限度額適用認定証などについて
- ・医療費通知について
- ・各種給付、保健事業について
- ・その他一般的な後期高齢者医療制度について